

クリーニング師免許証訂正交付 審査基準

【事務の根拠】

○クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第一条第二項

都道府県知事は、免許証の記載事項に変更を生じたクリーニング師から免許証の訂正の申請があったときは、免許証を訂正して交付しなければならない。

【免許の訂正の申請手続】

○法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第八条

クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、十日以内に、免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。

○法施行細則（昭和五十年三月三十一日規則第八十一号）第四条

省令第八条の規定により免許証の訂正交付を申請しようとする者は、別記第三号様式による申請書を提出しなければならない。

年 月 日

東京都知事 殿

現 住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

(注)ふりがなを必ず記入すること。

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電 話 番 号 _____ - _____ - _____

クリーニング師免許証訂正交付申請書

下記のとおり変更したので、クリーニング業法施行規則第8条の規定により、免許証の訂正を申請します。

記

1 変更事項

	旧	新
本 籍 地 (都道府県のみ)		
(ふりがな)		
氏 名		

2 変更年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 登録年月日及び登録番号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号

4 添付書類

(1) クリーニング師免許証（原本）

(2) 変更事項が確認できる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（住民票ではありません。）

なお、(2)の書類で変更事項が確認できない場合、追加で改正原戸籍等が必要になる場合があります。

(日本産業規格A列4番)

健康安全課收受印	保健所経由印	料金収納済印	業務別手数料印